

一般財団法人佐々木泰樹育英会

2017(平成 29)年度第 5 回理事会 議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案 定款変更の件

別紙の通り、当財団の定款を変更する。

2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 佐々木泰樹

3 理事会の決議があったものとみなされた日 2018(平成 30)年 1 月 22 日

4 議事録の作成にかかる職務を行った理事 佐々木泰樹

理事総数 8 名(同意書別添の通り)

監事総数 2 名(同意書別添の通り)

2018(平成 30)年 1 月 11 日、理事長佐々木泰樹が理事の全員及び監事の全員に対して、電磁的方法により理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、2018(平成 30)年 1 月 22 日までに理事の全員から電磁的記録により同意の意思表示、監事の全員から電磁的記録により異議がないとの意思表示を得たので、一般財団法人法第 96 条(定款第 32 条第 4 項)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案(第 1 号議案)を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成にかかる職務を行った理事は、次に署名する。

2018(平成 30)年 1 月 22 日

一般財団法人佐々木泰樹育英会理事長

佐々木泰樹

定款変更新旧対照表

新	旧
<p>(事業)</p> <p>第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)建築、法律、起業、医療、<u>デザイン、工芸美術</u>の各分野における人材育成のための奨学金の給付</p> <p>(2)建築、法律、起業、医療、<u>デザイン、工芸美術</u>の各分野の振興・発展のための助成</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(選考分科会)</p> <p>第 34 条 (記載省略)</p> <p>2 選考分科会は、<u>第4条第1項第1号及び第2号の事業</u>それぞれの選考分野ごとに設置する。</p> <p>3～11 (従前どおり)</p> <p>12 選考分科会の運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)建築、法律、起業、医療、<u>工芸デザイン</u>の各分野における人材育成のための奨学金の給付</p> <p>(2)建築、法律、起業、医療、<u>工芸デザイン</u>の各分野の振興・発展のための助成</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(従前どおり)</p> <p>(選考分科会)</p> <p>第 34 条 (従前どおり)</p> <p>2 選考分科会は、<u>建築、法律、起業、医療、工芸デザイン</u>それぞれの選考分野ごとに設置する。</p> <p>3～11 (記載省略)</p> <p>12 選考分科会の運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める<u>奨学金給付等対象選考規程</u>による。</p>

附則

- 1 この定款の一部を改定し、平成30年1月22日から施行する。